

令和3年2月定例会 総括審査会

宮本しづえ議員



委員	宮本しづえ
所属会派 (質問日現在)	日本共産党
定例会	令和3年2月
審査会開催日	令和3年3月17日(水)

宮本しづえ委員

日本共産党の宮本しづえである。

まず、新型コロナウイルス感染症対策について説明願う。

新規感染者数が再度増加傾向に転じ、県内では新たに郡山市の太田西ノ内病院で154人、二本松市の柊記念病院で38人のクラスターが発生している。感染拡大の脅威は依然継続し、太田西ノ内病院は短期間に大規模のクラスターとなり感染拡大の根源にもなっている。

そこで、県は太田西ノ内病院で発生したクラスターにどのように対応しているのか。

保健福祉部長

郡山市の医療機関で発生したクラスターへの対応として、速やかに県本部から医師や保健師などの職員を派遣したほか、DMATや感染症の専門医等による感染対策支援チームの派遣、国のクラスター対策班の協力などにより感染拡大防止を図るとともに、県全体で患者を受け入れるための広域的な入院調整を行っているところであり、引き続き、総力を挙げクラスターの終息に向けて取り組んでいく。

宮本しづえ委員

分析も行ってほしい。感染拡大をいかに予期するのか、県としての明確な戦略を持つべきである。県内での感染の特徴からも、医療や介護施設で大きなクラスターが発生しており、この分野で感染リスクが高いことが証明されていることから、ここに照準を当てた対策が求められている。

国は緊急事態宣言を出している都府県に対して、高齢者施設職員のPCR検査を行うよう通知を出し、その後無症状者も含めたPCR検査の実施を求めている。本県は独自に行動自粛要請を行っており、緊急事態宣言に準じた対策が求められている。県は我が党の代表質問において、PCR検査は医師の判断の下で実施し、感染者が確認された場合は無症状者を含めて広く実施すると答弁しており、感染者の有無に関わらず実施するとした他県と比較すると消極的である。

そこで、感染拡大防止の戦略的な取組として医療、介護、障害者施設の職員と利用者全員にPCR検査の実施を求めるが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

医療機関や高齢者施設等でのPCR検査については、感染者が確認された場合には、無症状者を含め対象を幅広く捉え検査を実施している。また、クラスターが複数発生するなど感染拡大が見られる地域では、地域に所在する施設職員等に対しても広く検査を実施しているところであり、今後も地域の感染状況を踏まえ、必要な検査を実施していく。

宮本しづえ委員

本県ではクラスターがどこで発生しているかは明確であり、医療や介護の施設に集中して社会的な検査を入れていくことが必要である。政府分科会の尾身会長は、リスクの高い施設への社会的検査については非常に意味があり、複数回やるべきだと述べている。

コロナの抑え込みを図るという明確な戦略を持った取組が必要だと考えるが、改めて再度答弁を求める。

保健福祉部長

検査に当たっては、感染拡大防止のため、関係機関協力の下、必要な方へ検査できる体制を整備したところであり、県としては、今後も地域の感染状況や医療提供体制の負荷を考慮しながら適切に検査を実施していく。

宮本しづえ委員

社会的検査を入れるよう求める。

PCR検査の資材も不足していると言われている。不足しないよう十分確保すべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

PCR検査の資材については、各検査機関において不足が生じないよう、十分な量の確保に取り組んでおり、当面の検査には影響がないと確認している。今後とも、市場の動向を注視し、検査用資材が不足しないよう、適切な在庫管理と早めの調達に努めていく。

宮本しづえ委員

本県の高齢者施設で最大のクラスターとなった南会津町の特別養護ホーム、田島ホームでは、初期の感染者確認の時点で、日常的に利用者に接触する介護職員が誰も濃厚接触者に指定されず、通常業務に従事していたことが感染拡大を招いたのではないと思う。同時に、特別養護ホームで感染した入所者を、入院隔離ではなく施設入所のまま隔離保護したことも、感染者の対応に不慣れな施設内で感染が拡大し、結果として命を失うことにもなったのではないか。

県内の感染者の中で、重症化した件数及びECMOを使用した件数は何件か。

保健福祉部長

本県の新型コロナウイルス感染症における重症者数の累計は、2月末時点で81名であり、ECMOを使用した件数は4件となっている。

宮本しづえ委員

この件数は全国的に見て多いか少ないか、どちらだと考えているか。

保健福祉部長

日々の重症者数については公表しているものの、累計については公表されていないことから、全国的な比較は困難と考えている。

宮本しづえ委員

本県の死亡率は4.3%と非常に高く、これは全国の死亡率1.9%の2倍以上に当たる。介護施設内で死亡した事例もあり、これらの経過を踏まえるならば、介護施設での感染者は一般の感染者と同様に入院することを原則とすべきであると思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

介護施設における感染者については、通常の感染者と同様に入院して治療を行うこととしているが、患者のこれまでの容態により病院への移送が症状の悪化につながるおそれがある場合などにおいては、感染症対策の専門家や医師の判断に基づき、施設内の感染対策を徹底した上で、例外的に施設内で診療し療養する対応を取っている。

宮本しづえ委員

施設内での療養は例外であり、原則をしっかりと守ってほしい。

新型コロナウイルス感染症の対策の一環として、ワクチン接種への期待が高まっているが、この効果については様々な意見がある。発症や重症化を抑える効果は確認されているものの、感染予防効果は明らかになっていないとの指摘もあり、

ワクチン頼みで感染対策がおろそかになれば、重大な失敗を招きかねないことを肝に銘じるべきである。

その上でワクチン接種について聞く。

ワクチン接種の実施主体は市町村であるが、産経新聞が都道府県庁のある47の市区を対象とした調査では、9割の自治体が医師、看護師確保のめどが立っていないと回答している。医療機関が少ない町村が、より大きな混乱を抱えていることは容易に想像でき、県内にも広域連携で取り組む動きが既に出てきている。

先行接種となる高齢者の中には、接種場所に向くこと自体が困難な事例も少なくないため、自宅や施設への訪問による方法も検討すべきであり、さらには医師、看護師確保の課題もある。

そこで、高齢者のワクチン接種に向け市町村をどのように支援していくのか。

保健福祉部長

ワクチン接種に向けては、これまで接種会場での標準的な人員の配置や、接種の流れなどを示したマニュアルを提供し、市町村における予防接種実施計画の策定を支援してきた。

高齢者への接種に当たっては、地域により実情が異なることから、引き続き市町村の取組状況や要望を確認し、医師会等関係団体や医療機関の協力を得ながら、円滑に接種が実施されるよう支援していく。

宮本しづえ委員

状況に応じた接種計画をつくる必要があるため、市町村が一番知りたいことはワクチンが計画どおりに届くのかについてである。

綿密な情報提供と情報交換が必要だが、どのような方法で市町村と情報公開を図っていくのか。

保健福祉部長

ワクチンの配送情報については、国から全体像が聞こえない状況である。情報が来た場合は速やかに市町村へ流していきたい。

宮本しづえ委員

綿密な情報交換をよろしく願う。

ワクチン確保が計画どおりに進んでいないと報じられており、進捗状況や副反応について住民は大変心配しているため、より正確かつ丁寧な情報の提供を行う必要がある。

そこで、県はワクチン接種について、県民への情報提供にどのように取り組むのか。

保健福祉部長

ワクチン接種に関する情報発信は、県民のワクチンに対する理解促進のため大変重要であると考えている。そのため、接種のスケジュールをはじめ、ワクチンの有効性や安全性等に関する最新の情報を国などから収集し、県や市町村の広報紙等様々な媒体を通じて県民に分かりやすく提供していく。

宮本しづえ委員

国内では数種類の変異ウイルスが確認されており、本県でもイギリス型の変異株感染者が確認されている。これは国によるウイルスの遺伝子解析を行った範囲内で確認されたものであり、本県特有の変異株が現れる可能性も否定できない。

神戸市は独自の遺伝子解析の結果、直近では半数に変異株が確認されたと発表している。国は、各県での遺伝子解析を実施するとしているが、本県には、福島県立医科大学に復興関連拠点施設としてTRセンターがあり、ゲノム解析を業務として行っている。国頼みではなく、この施設の活用を検討することを提案したい。

県として速やかに変異株を発見するための検査を実施すべきだと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

変異株については、これまで国立感染症研究所で検査を実施してきたが、国からの要請により、県衛生研究所において変異株に係る検査が実施できるようになったところである。

なお、変異株が確認された場合には、国立感染症研究所におけるゲノム解析により変異株の種別の特定を行うこととな

っている。

宮本しづえ委員

変異株の検査は、全体の陽性者のうち5%ないし10%程度と言われている。

本県では何件の検査が行われた中で5件のイギリス型の変異株が確認されたのか。

保健福祉部長

1月29日から3月14日までに249件の検査を実施したところである。

宮本しづえ委員

約10%程度になる。政府分科会の尾身会長は、変異株がこれから感染拡大の中心になっていく可能性があると言った。変異株検査の割合と絶対数を増やすべきであり、国頼みにならないためにも県独自の取組が重要だと指摘したい。

そこで、この変異株検査をどのように拡大していくのか県の方針を聞く。

保健福祉部長

変異株の検査の拡大という点においては、精度管理上の観点から県衛生研究所で分析せざるを得ず、同所の中で検査する検体数を増やしていくよう対応していきたい。

宮本しづえ委員

県衛生研究所ではゲノム解析まではできないと聞いているが、問題ないのか。

保健福祉部長

各県の衛生研究所で行うのはスクリーニング検査までであり、ゲノム解析については、今のところ国の研究所に検体を送付せざるを得ないと考えている。

宮本しづえ委員

そのため、ゲノム解析が可能な施設を使用してはどうかと提案している。ぜひ検討願う。

国立感染症研究所の発表によると、変異株の年代別感染者では10歳以下の若年層が21%と最も高くなっている。変異株は感染力も死亡率も高いと言われており、一旦感染が広がると巨大クラスターとなる危険性も高まる。

そこで、保育所、幼稚園、小中高などにおいて積極的にPCR検査を実施すべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

若年層への検査については、変異株に限らず陽性者の早期発見のため、地域の感染状況に応じ必要な検査を実施しているところであり、今後とも必要な者がしっかり検査できるよう取り組んでいく。

宮本しづえ委員

新型コロナウイルス感染症による経済活動の影響も深刻化している。国は、生活福祉資金の貸付け期間を延長し、最大200万円まで貸し付けることとなった。

生活福祉資金貸付金制度における緊急小口資金等の特例貸付けについて、去年の3月から今年の2月までの、県内における貸付け件数及び貸付け金額を聞く。

保健福祉部長

今年2月末現在で、緊急小口資金の貸付け件数は8,745件、貸付金額は15億8,793万円であり、総合支援資金の件数は3,525件、金額は25億9,868万円である。

宮本しづえ委員

生活福祉貸付金は、据置期間が来年の3月まで1年間延長されたが、償還時には住民税非課税等の要件を満たせば償還が免除されることになっている。

緊急小口資金等の特例貸付けにおける償還免除について適切に取り扱うよう県社会福祉協議会等を指導すべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

緊急小口資金等の特例貸付けについては、昨日、償還免除の要件について国で発表したところであり、今後正式に通知され次第、県社会福祉協議会を通して市町村社会福祉協議会にも周知する。引き続き、特例貸付けの制度が適切に運用されるよう指導助言していく。

宮本しづえ委員

新型コロナウイルス感染症の影響は広範な分野に及んでいる。県は1月または2月の売上げが50%以上減少した事業者に20万円の一時金を支給するが、売上げの減少率が要件に満たない事業者の多くが苦境に立たされている。訪問した美容院からは売上げ減少率で区別しないで支援してほしいと訴えられた。

そこで、売上げの減少した中小業者に対する一時金について、売上げ減少要件を緩和すべきと思うが、県の考えを聞く。

商工労働部長

県ではこれまで国に対し、緊急事態宣言地域以外の地域への支援についても国の一時支援金の対象とするよう要望してきたところである。こうした中、地方創生臨時交付金の第三次配分で一定の配慮がなされたことから、国と同様の考え方に立ち、本年1月または2月の売上げが50%以上減少していることを要件としている。

宮本しづえ委員

去年も要件を緩和し協力金のほかに給付金を支給した事例があるため、要件緩和をすべきと思うが、改めて再度答弁願う。

商工労働部長

本県版の一時金の売上げ減少要件については、国の一次支援金の考え方と同様とする一方、支援金額については個人事業主に手厚い支援とするため、本県独自に法人事業者と同額に設定した。

宮本しづえ委員

次に、福島県沖地震の対応について聞く。

2月13日に発生した大地震は時間の経過とともに被害の件数も拡大しつつある。福島市では、10日以上たってから死亡が確認されるとの痛ましいこともあった。被災された全ての方々にお見舞い申し上げる。私も各地を訪問し、首長や担当者から話を聞いたが、外見だけでは分からない被害が少なくないのが今回の特徴である。

まず、2月13日に発生した地震による県内の人的被害及び住家被害の状況を聞く。

危機管理部長

2月13日に発生した地震による県内での人的被害については、3月15日時点で死者1名、重軽傷者100名となっている。なお、住家被害については市町村において調査中であるが、現時点で全壊34棟、半壊277棟、一部破損5,959棟となっている。

宮本しづえ委員

罹災証明書の発行のための被害調査は新地町だけでも1,300件以上と言われている。

2月13日に発生した地震に係る住家の被害認定調査や罹災証明の発行支援について、地元の要望があれば市町村への県の派遣を継続すべきと思うが、県の考えを聞く。

危機管理部長

市町村への県職員派遣については、本日までに7自治体に延べ343人を派遣しているところである。引き続き市町村の要望を聞き、必要に応じて県職員の派遣を継続するなど、速やかな罹災証明書の交付に向け支援に取り組んでいく。

宮本しづえ委員

被災者を支援するためには、現在の制度を最大限活用し、制度がなければ作るしかない。

そこで、2月13日に発生した地震により災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された市町村を聞く。

危機管理部長

災害救助法については、2月13日付けで17の自治体に適用し、被災者生活再建支援法については福島市、桑折町及び新

地町に適用した。

宮本しづえ委員

被害状況に応じて災害救助法及び被災者生活再建支援法を適用する市町村を拡大すべきと思うが、県の考えを聞く。

危機管理部長

災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用については、市町村において実施している住家の被害認定調査の結果を踏まえながら、要件を満たす場合には速やかに適用していく。

宮本しづえ委員

拡大する見通しはあるのか。

危機管理部長

それぞれの制度において住家被害の基準を満たした場合、速やかに適用していきたいと考えているが、市町村における被害状況の調査が現在進捗中であることから、現時点において見通しを示すのは困難である。

宮本しづえ委員

2月13日に発生した地震により全壊や大規模半壊など、住家が著しい被害を受けたにもかかわらず被災者生活再建支援法が適用されない市町村に対して、県の被災者住宅再建支援制度を適用すべきと思うが、県の考えを聞く。

危機管理部長

住家の被害認定調査の結果等を踏まえ、被災者生活再建支援法が適用されない市町村においては、全壊等の被害が認められた住宅に対し、県の被災者住宅再建支援制度により適切に支援をしていく。

宮本しづえ委員

全壊の住宅に支援するとの答弁だが、被災者生活再建支援法では対象となる大規模半壊は対象にしないとのことか。それとも被災者生活再建支援法と同程度で支援すると受け取ってよいか。

危機管理部長

県の被災者住宅再建支援制度については国の被災者生活再建支援法と基本的に同じスキームで支援を行っている。国の被災者生活再建支援法については今回制度が拡充され、中規模半壊までの世帯を対象とする制度になっている。県の制度も中規模半壊世帯までを対象とする方向で今後検討していきたい。

宮本しづえ委員

被災者生活再建支援法の適用にならない市町村の被災者に対しては、全て同程度の支援を行うとの認識でよいか。

危機管理部長

被災者生活再建支援法が適用されない市町村において、全壊、大規模半壊等の住家の被害が認められた住宅に対しては、県の被災者住宅再建支援制度により適切に支援していく。

宮本しづえ委員

今回の被害で最も多いのは屋根の崩落、一部損壊である。この制度の対象にならない一部損壊、つまり準半壊に至らない世帯については、山形県や千葉県では県が支援制度をつくり被災者を支援している。先ほど知事から県独自の支援制度を検討したいとの答弁があったが、この支援の考え方をもう少し具体的に答弁願う。

危機管理部長

住家の被害程度が準半壊に至らない世帯については、災害救助法による応急修理の対象とならないが、先月の地震では屋根等の一部に被害を受けた住宅が多数見込まれることから、被害認定調査の結果、準半壊に至らないと判定された世帯の住宅修理に対して、市町村と丁寧調整を図りながら独自の支援を検討していく。

宮本しづえ委員

しっかり支援願う。

新地町では、宅地のひび割れ等の被害も大きいとの訴えがあった。2月13日の地震によって住宅の敷地にひび割れ等の

被害が生じた被災者を支援すべきと思うが、県の考えを聞く。

危機管理部長

その敷地の修復のために住宅をやむを得ず解体する場合は、被災者生活再建支援法の支援対象となっている。

宮本しづえ委員

被災者から話を聞くと、市町村や県からの支援制度に関する情報が届いていないと感じ、自治体からも支援制度を探しているが分からないとの声があった。県から派遣されるリエゾンには各種の支援制度を市町村に伝える役割があると思う。

そこで、県はリエゾン機能の強化にどのように取り組んでいくのか。

危機管理部長

リエゾン機能の強化については、原則管理職を派遣する体制とするとともに、リエゾン職員と円滑に情報共有を行うための通信機器の整備を進めている。また、派遣されたリエゾン職員が市町村との連絡調整を適切に行えるよう、災害救助法や被災者の生活再建支援に関する制度等について理解を深めることを目的とした研修を行っているところであり、引き続きリエゾン職員の対応能力の向上に取り組み、市町村における災害対応を支援していく。

宮本しづえ委員

次に、原発事故の対応について聞く。

今月11日で東日本大震災と福島原発事故から満10年が過ぎた。県の発表だけでも3万6,000人が県内外に避難生活を続けており、原発事故さえなければあり得なかった避難に、改めて原発事故がもたらした被害の大きさを思い知らされる。

この事故は、安全対策を怠ったことにより起きた事故として、国と東京電力の加害責任を厳しく指摘し追加賠償を命じる判決が相次いで出されている。昨年9月のなりわい裁判の仙台高裁判決に続いて、2月の千葉の避難者訴訟の東京高裁判決も、津波対策を取らせなかった国の責任を認めた。

知事は、今議会の我が党の代表質問に対し、津波対策を怠ったことによる人災と受け止めるべきとの認識を初めて示したが、人災の立場で国と東京電力に加害責任を求める点で、本県の原発事故の対応は極めて不十分だったと思う。国、東京電力を加害者とは呼ばず、事故原因者と表現したことにも表れている。

朝日新聞と福島放送が県民を対象に行った世論調査によると、「原発事故を防げなかったことについて国にどの程度責任があると思うか」との問いに、「大いにある」が33%、「ある程度ある」が51%、計84%の県民が国に責任があると回答している。

県民の圧倒的多数が認めている原発事故における加害者としての国の責任について、県はどのように認識しているか。

危機管理部長

福島第一原発事故については、国会や政府の事故調査委員会報告書、東京電力の報告書を踏まえると、津波に対する備えが不十分であったことで起きたものと認識しており、原子力安全規制を一元的に担う国においては、事故の当事者であるとの自覚の下に、廃炉や福島の復興再生に最後まで責任を持って対応すべきものと考えている。

宮本しづえ委員

しっかり責任を追求してほしい。同じ世論調査の中で、「福島のイメージがどの程度回復しているか」との問いに対しては、「回復した」が50%、「あまり回復していない」が43%となった。一方、全国調査では「回復した」が40%であり、回復の受け止めは福島県民よりも低くなっている。また、「国や県が進める移住人口拡大の呼び込み政策で原発周辺地域の活性化が期待できると思うか」との問いには、「期待できない」が72%に上り、多くの県民は国、県の政策方向に期待していない現実も浮き彫りになった。

国や県が全ての被災県民に寄り添い、復興に努力する姿を全国に発信することが極めて重要と思うが、県の考えを聞く。

総務部長

復興に向けて努力を続ける県民の姿や困難な課題を抱える福島の現状について、新型コロナウイルス感染症対策にも配慮し、今年度はインターネットを中心に積極的に情報を発信してきたところである。引き続き、国や市町村、応援企業等

との連携を強化しながら、知事によるフォーラムや動画、インターネット広報などにより福島の今を全国に発信していく。

宮本しづえ委員

避難者数の把握についてであるが、県内避難者は災害対策課、県外避難者は避難者支援課と、別々の部署で行われている。

原発事故による避難者は避難地域復興局が一括して把握すべきと思うが、県の考えを聞く。

避難地域復興局長

避難者については、これまでも避難地域復興局において、国、市町村共同による住民意向調査や生活再建支援拠点における相談対応など、様々な形を通し、個別化、複雑化している避難者の事情に応じながら、課題の丁寧な把握と解決に努めているところである。今後とも、庁内はもとより関係機関と緊密に連携し、きめ細かな支援に努めていく。

宮本しづえ委員

そもそも原発事故による避難者が一体何人いるのか、どこも正確につかんでいない。避難者の定義がはっきりしていないために、県の捉え方は市町村と乖離がある。原発事故というかつて経験したことのない特別な事情に基づいて、避難者をしっかり捉えるとの観点が必要である。その点では、市町村のカウントが原発事故による避難の実態に近いと思っている。

県内避難者の数え方について、市町村の集計方法に合わせるべきと思うが、県の考えを聞く。

危機管理部長

県内の避難者数については、災害救助法の考え方を踏まえ、応急的な仮設住宅や借上住宅の入居者、親戚知人宅等への避難者を集計している。

一方市町村においては、住民との関係維持の観点なども踏まえ、避難先で再建した住宅等への居住者も含めて幅広く集計していると聞いており、避難者の状況をそれぞれの観点で捉えた数字であると考えている。

宮本しづえ委員

3・11に合わせ、市町村が示した避難者数が報道されていた。新聞報道によれば約6万人に上り、この中の県内避難者は4万4,000人を超えている。県の発表では7,000人程度であるため6倍以上の差がある。

県は、この差をどう受け止めているか。

危機管理部長

県内の避難者数については、災害救助法の考え方を踏まえ集計している。また、市町村においては、住民との関係維持の観点なども踏まえて、独自に幅広く集計していると聞いており、それぞれの観点で捉えた数字だと思っている。

宮本しづえ委員

実態に合わせて集計すべきと求めておく。

県は避難区域外からの避難者に冷たく対応してきた。東京の国家公務員宿舎東雲宿舎の避難者4人を裁判に訴えたのはその典型である。本来は子ども被災者支援法により支援すべき区域外避難者に、国は加害者としてあるまじき態度をとっている。

このパネルは原発裁判の群馬訴訟で被告となった国の準備書面である。「自主的避難対象区域に居住する住民の心情を害し、ひいては我が国の国土に対する不当な評価となるものであって容認できない」として、国が区域外避難者を攻撃している。このようなことは断じて認められない。国に避難者を攻撃する資格は絶対がない。

県は、群馬訴訟における国の準備書面の主張をどのように認識しているか。

避難地域復興局長

群馬訴訟については、係争中であることから今後の状況を注視していく。県としては、避難指示区域外からの避難者を含め、支援を必要とする方を幅広く捉え、生活再建支援拠点での相談対応などを通し、個々の事情を丁寧に伺いながら支援に努めていく考えである。

宮本しづえ委員

県の避難者支援の打切りは、国の態度に通じるものだと思っている。全ての避難者の避難の権利を保障するとの立場で、借上型の応急仮設住宅の共用や避難市町村家賃等支援事業を再開すべきと思うが、県の考えを聞く。

避難地域復興局長

借上型の応急仮設住宅については、あくまで一時的な住まいであり、また、避難市町村家賃等支援事業については、応急仮設住宅の共用期間と東京電力による家賃賠償の期間に差が生じることを踏まえ、公平性の観点から実施してきたものである。引き続き関係自治体等と連携しながら、早期に安定した住まいを確保するなどにより、避難者の1日も早い生活再建に取り組んでいく。

宮本しづえ委員

原発事故から10年、本県は原発立地県で初めて原発ゼロを実現した県となった。今になり、事故当時の状況や事故原因の一端が徐々に明らかになりつつある。ベントの配管が接続されていなかったことなど、あってはならないことが次々と判明し、日本の原子力行政がいかに過酷事故に甘く、安全神話に陥っていたかを示している。この10年間、県民が被った過酷な被害は終わりではなく、これからも続く。震災関連自殺者は岩手県、宮城県の2倍の118人である。どんなに絶望と無念な中で自らの命を絶ったことか。

震災関連死は2,320人となった。関連死の多くが一時帰宅で荒れ果てた自宅を目の当たりにして戻る希望を失い、たちまち精神的にも身体的にも虚弱となり、死に至ったと精神科医は指摘している。県民が被ったこうした被害に照らせば、原発の再稼働は行うべきではない。ましてこの事故が、知事も認めたような安全対策を怠ったための人災であったこと、規制基準が過酷事故に対応できないものであったことを考慮すれば、原発の再稼働は中止するよう全国に発信すべきと思うが、知事の考えを聞く。

知事

原発の再稼働については、本県は復興の基本理念に、原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりを掲げ、復興再生を進めてきたところである。原子力政策は、国の責任において検討されるべきものであり、私はこれまで様々な機会を通じ、福島第一原子力発電所事故の現状と教訓を踏まえるべきであること、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先にすべきであることを訴えてきた。今後もこうした発信をしっかりと継続していくことが大切であると考えている。

宮本しづえ委員

今の知事の答弁は、全国の原発については国において検討すべきとの答弁であり、これが繰り返されるたびに被災県民、避難者は落胆し、希望を奪われてきた。もっと被災者県民の気持ちに寄り添い、国・東京電力にはっきり物を言う姿勢が本県に求められている。

その点で、知事に再度答弁を求める。

知事

全国の原発については、福島第一原子力発電所事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に検討されるべきものである。こうしたことについて、様々な機会を通じ、今後とも訴えていく。

宮本しづえ委員

本県のこれだけの痛苦の経験を経れば、もう原発の再稼働はあり得ないとしっかり発信すべきだということを再度求めておく。

県は、東日本大震災・原子力災害伝承館における展示内容の見直しを行うとしているが、主な内容を聞く。

文化スポーツ局長

地震、津波の被害の大きさや福島第一原子力発電所の事故に関する展示、県民の苦難の実態などをより分かりやすく伝える観点から、実物資料や展示解説等の追加を行い、展示内容の充実を図っているところである。

宮本しづえ委員

併せて、本県原発立地の計画当初から今日の事態を想定して反対してきた県民の取組や、事故発生後は国の責任とともに、ふるさとに戻れない避難者にふるさとという法益はないなどと主張し賠償請求を退ける東京電力に対し、責任と完全賠償を求めて闘う県民と全国の連帯した取組などを全国に発信すべきだと思う。

原子力発電所立地や原発事故の被害に対する県民の取組について、同伝承館の展示に加えるべきと思うが、県の考えを聞く。

文化スポーツ局長

東日本大震災・原子力災害伝承館においては、原子力発電所の立地の経緯や建設の経過、原子力発電所と地域の関わり、さらには震災と原発事故により県民がどのような被害を受け、いかに対応して復興の歩みを進めているのかなどについて、時系列に分かりやすい展示を行っている。

宮本しづえ委員

次に、災害対策について聞く。

一昨年10月の東日本台風による豪雨被害は、3月9日の時点でも1,388世帯が避難を継続しており、1日も早い復旧が求められるとともに、繰り返さないための取組が重要である。国は流域治水の考え方にに基づき、地方にもこの対策を求めているが、河川についてはこれまでも議論されたことから、河川以外の取組について提起する。

面的な治水機能の発揮には、森林の保水力や水田の保水機能の維持が不可欠である。県は引き続き、ふくしま森林再生事業に取り組むとしているが、この事業の範囲は除染を実施した市町村が対象であり限定的である。森林は手入れをしなければ保水機能は低下してしまう。

そこで、森林の保水機能の向上を図るため適切な森林整備を推進すべきと思うが、県の考えを聞く。

農林水産部長

間伐や主伐後の再造林の推進を基本としつつ、森林の状況に応じた広葉樹林への誘導など、多様な森林の整備を進めることが森林の保水機能を向上させる上で重要である。このため、引き続きふくしま森林再生事業に加え、一般造林事業等による森林整備を推進するとともに、森林経営管理制度を活用した取組を促進し森林整備をより一層進めていく。

宮本しづえ委員

併せて水田について聞く。水田の保水機能の維持については、稲作を継続することが前提となる。米余りが価格の下落を招いていると問題になっているが、世界では食糧不足がますます深刻になり、世界の飢餓人口は8億2,000万人に上ると言われている。日本のODA（政府開発援助）では、食糧支援が少ない国と指摘されており、人道的立場に立った食糧支援を強めるならば、SDGsの目標に照らしても大きな貢献となる。

水田の保水機能を発揮させるためにも稲作を維持すべきと思うが、県の考えを聞く。

農林水産部長

水田の保水機能が発揮できるよう、畦畔の適切な管理や大雨時の排水量の調節などの技術指導を行うことに加え、生産数量の目安に沿った主食用米の作付を基本に、国の交付金や県単独事業を活用した飼料用米の作付など、多様な米づくりを推進していく。

宮本しづえ委員

次に、障害者施策について聞く。

県の障害者関連条例が施行されて2年が経過した。障害者支援事業所は新型コロナウイルス感染症の拡大によって甚大な影響を受け続けており、今こそ条例の趣旨を生かした支援策が求められている。

ところが、国は来年度の報酬改定に当たり、施設外就労への加算金を廃止する方向で検討していることが分かった。この加算金は、障害者1人につき1日1,000円を報酬に加算するものである。施設外就労は支援員が付き添って可能となるものであり、加算金により安定的に支援員を確保できていた。関係者からは「これが廃止となれば、これまでの事業が継

続できなくなるのではないかと危惧する声が上がっている。

特に本県では、農福連携に力を入れてきた経過があり、農業分野での人員確保にも影響が懸念される。同時に、自然に働きかける農業は、障害者のみならず、心に傷を負った人々を癒やし、社会参加、復帰を促す機能も注目されるなど多面的な機能があり、農福連携は極めて有効な施策といえる。

このような観点からも、就労継続支援B型事業所における施設外就労加算について国に継続を求めるべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

施設外就労加算については、令和3年度の報酬改定により廃止される方向で検討されているが、一方で基本報酬の見直しや新たな加算の創設が見込まれており、現時点では不明確な点が多いことから、自立支援協議会や就労支援部会等を通じて、県内事業所への影響の把握に努めた上で対応を検討していく。

宮本しづえ委員

施設外就労加算は、事業所職員の処遇改善に資するという意味合いもあった。もともと低い報酬基準が問題である。障害者総合支援法に基づく報酬単価は、地域によって1点あたりの金額に差がある。本県は全域がその他の地域に分類され、1点10円の基準となっている。

首都圏などは、サービス内容によって異なるものの、1点13～16円となっており、その他の地域とは大きな差がある。この差が職員の処遇に直結することになる。最低賃金も国民の生活費の地域差はほとんどなく、全国一律最低賃金制が共通の要求となっている。

障害福祉サービス報酬における地域区分を廃止するとともに、基本報酬を引き上げるよう国に求めるべきであるが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

障害福祉サービスの報酬は、令和3年度の改定において、全体で0.56%増額される見込みであることから、その状況を確認するとともに、地域区分の廃止については、他県の状況や関係団体の意見を聞きながら今後の対応を検討していく。

宮本しづえ委員

最後に、伊達市が誘致する大型商業施設についてである。

県は本年1月、伊達市の大型ショッピングセンター、イオン誘致のための地区計画を、県内全市町村への意見照会で反対の意思表示がなかったとして、承認する旨を伊達市に通知した。3月2日、県は土地地区画整理事業の組合設立を認可し、今後並行して商業まちづくり条例に基づく事業計画の提出審査が行われるものと思う。県は条例の趣旨に沿って審査を行う必要がある。

そこで、商業まちづくり推進条例の目的を聞く。

商工労働部長

商業まちづくり推進条例は、県と市町村が連携して行う商業まちづくりの基本的な考え方を示す商業まちづくり基本方針や、特定小売商業施設の立地に係る広域の見地からの調整について定めることにより、持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの推進を図ることを目的としている。

宮本しづえ委員

伊達市は、今後商業まちづくり構想を策定する。歩いて買物ができる、暮らせるまちづくりの考え方は、持続可能な社会を目指す上で非常に重要な要素の一つとなる。大型ショッピングセンター建設により地元小売商店が淘汰されてしまえば、地域に買物ができる店がなくなり、住み続けられる街でなくなる可能性が高まる。

大型店舗が地域に与える影響について、県は本条例制定に当たり、独自の調査を行い、売場面積1万5,000㎡以上で影響が出ると試算した。当時は、売場面積6,000㎡を超える店舗の出店を条例の対象とし、出店には厳しい条件を付してきた。二十数年間凍結されてきた伊達市の大型店誘致が動き出した背景には、2019年に県の商業まちづくり条例の基本方針を、

国の広域連携中枢都市圏構想に呼応して見直しを行ったためである。市町村が単独で要件を満たしていなくとも、広域連携中枢都市圏構想の区域内であれば可能とし、売場面積も8,000㎡に緩和された。全国の唯一の県商業まちづくり推進条例の根幹が骨抜きになったと思っている。

今回の伊達市のイオン計画は、影響が懸念される売場面積の4倍もの広さを有しており、条例の趣旨からも重大な影響は避けられないものと思う。

そこで、県は商業まちづくり推進条例に基づき、どのような観点で特定小売商業施設の新設届出の審査を行う方針なのか。

商工労働部長

商業まちづくり推進条例においては、複数の市町村のまちづくりに影響を及ぼすことが考えられる。特に規模の大きな小売商業施設の立地については、関係市町村や住民等の意見を勘案し、商業まちづくり審議会の意見を聞きながら広域の見地から調整を行うこととしており、新設の届出に対しては、条例に基づき、その都度適切に対応していきたい。

宮本しづえ委員

条例に基づく基本方針では、大型店を抑制する地区として市街化調整区域を真っ先に挙げている。これをクリアしなければ認められないとの認識でよいか。

商工労働部長

新設の届出がなされた場合には、商業まちづくり推進条例及び基本方針に基づき、関係市町村等の意見を丁寧に伺いながら適切に対応していきたい。

宮本しづえ委員

抑制する地域の考え方が変わっていないのか質問している。その点は変わっていないのか。

商工労働部長

商業まちづくり推進条例及び基本方針に基づき、現在、特定小売商業施設の立地を抑制する地域が掲げられており、今のところ変更はない。

宮本しづえ委員

変更はないとのことであるため、市街化調整区域の中では出店できないとの基本方向は変わっていないと認識しておく。イオンの本部は千葉県にあり、県民が買物で支払った金銭は千葉県の本部で一括管理され、地元は不安定かつ低賃金雇用労働者が大量につくり出されることから、循環型の地域経済活動とは真逆となる。

特定小売商業施設の出店は地域の疲弊を招くと思うが、県の考えを聞く。

商工労働部長

商業まちづくり推進条例においては、特に規模の大きな小売商業施設の立地に係る複数の市町村のまちづくりへの影響等について、県として市町村や住民等、商業まちづくり審議会の意見を聞きながら広域の見地から意見を述べることとしている。

宮本しづえ委員

高齢化社会の中で、住み慣れた町で安心して暮らせるよう、商業まちづくり推進条例を生かしたまちづくりが求められていると思うが、再度県の考えを聞く。

商工労働部長

人口減少や急速な高齢化が進行する中で、社会経済情勢等を踏まえ、身近な場所で買物しやすく暮らしやすいまちづくりを進めるため、引き続き商業まちづくり推進条例を適切に運用していく。

宮本しづえ委員

商業まちづくり推進条例の趣旨もそこにあるが、大型店の出店により地域の小売商店が淘汰されてなくなることが一番心配である。避難地域においても、最初につくったのは医療機関と仮設の商店であった。人が住む場所には商業施設が必

要との観点で、しっかり審査を行ってほしいと述べ、質問を終わる。